体質改善をはかる職業訓練

職業訓練制度は、昭和三十三年に制定された職業訓練法に基づいて、職業訓練と技能検定を二つの柱として技能労働者の養成、労働者の技能の向上など、制度の目ざす目的のために推進されてきた。

職業訓練の現状についてみると、昭和四十三年度においては、総合職業訓練所七十五所、一般職業訓練所三百二十一所、身体障害者職業訓練所十所、職業訓練大学校一校において十二万四千人の規模で公共職業訓練を行なったほか、事業内職業訓練は、八万四千人について行なわれた。また技能検定についてみると、昭和三十四年から四十三年まで、六十九職種について実施され、受験者は一級、二級合せて六十二万人、合格者は一級、二級合せて約二十六万人に及んでいた。

しかしながら、最近のわが国経済は技術革新を基軸としてめざましく発展を遂げ、これに伴い職業訓練をとりまく労働経済の情勢は著しく変化し、労働力の需給はひつ迫の度を加え、なかでも技能労働者の不足は、昭和三十六年以降常に百万人を越え、昨年六月の調査では百八十四万人の多きに達している。

また技術革新の進展は、生産設備の機械化、自動化を促進し、その結果、生産現場の技能労働も質的に多様な変化を遂げ、これに伴い技術革新に対応できる「腕と頭」を兼ね備えた新しいタイプの職業人の完成を待望する声が強まっている。このような情勢に対応するため、労働省においては数年来、職業訓練制度の刷新整備について検討され、労働大臣の諮問機関である中央職業訓練審議会の答申にもとづき、職業訓練の実施体制を整備することが緊急の課題であるとし、旧法の全面改正が行なわれたのである。

内容の主な点は、

〔新職業訓練法の構成〕

新しい職業訓練法は、職業訓練計画、職業訓練、職業訓練団体、技能検定、技能検定協会、職業訓練審議会、などの内容から構成され新法では特に職業訓練の体系、職業訓練団体および技能検定協会を重点として、職業訓練の目的達成に必要な実施体制の確立と整備が行なわれたことが改正の主な特長である。

〔新職業訓練法のあらまし〕

◇目的が全産業に拡大された

新法の目的は、旧法においては「技能を付与」して「工業その他の産業に必要な技能労働者を養成」することを直接の目的としていたのを改めて、人的能力開発向上の立場をより一層明確にし、「技能労働者の職業に必要な能力を開発し及び向上させる」ことによって腕と頭を兼ね備えた「職業人として有為な労働者を養成」することにあるとしており、これに伴って職業訓練の対象範囲を全産業に拡大することとしている。

◇職業訓練および技能検定の原則的な事項が明確にされた

職業訓練および技能検定の原則として、今後における技術革新の進展、産業再編成などに労働者が対応しうるため、

第一に、職業訓練は、労働者の職業生活の全期を通じて段階的かつ体系的に行なわれるべきこと。

第二に、青少年に対する職業訓練は、特にその個性に応じ、かつその適性を生かすように配慮すべきこと。

第三に、職業訓練および技能検定は、相互に密接な関連のもとに行なわれるべきこと。

みんなで明るいお正月を……

贈るものと、贈られるものとが心と心を結び、互いに心をあたため合う…… これが歳末助け合いの心です。

12月1日―31日

★ 歳末助け合い運動にご協力下さい！

第四に、身体障害者に対する職業訓練は、特にその身体的事情などに配慮して行なわれるべきこと。

第五に、職業訓練は学校教育との重複をさけるとともに、これと密接な関連のもとに行なわれるべきこと。

など、職業訓練および技能検定の原則に関する規定を設け、基本的な理念を明らかにするとともに適正な運営を行なうための指針を与えている。

◇関係者の責務が規定された

職業訓練は単に個々の労働者や産業の利益のためばかりでなく、同時に社会全体の利益のためとなるものであるという観点から、関係者の責務の規定を新設した。一方で事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を実施するよう努力する義務があるとしている。それとともに、国、都道府県および雇用促進事業団は、事業主その他の関係者に対して必要な援助を行なうとともに、自ら公共職業訓練施設を整備充実して、必要な職業訓練を実施するなど、職業訓練の振興を図るように努める義務があることを明らかにしている。

◇職業訓練体系が整備された

国、都道府県などの行なう職業訓練と事業主などの行なう職業訓練の両者を通じて段階的、体系的に職業訓練を実施しうるようにするため、①職業訓練の種類②訓練課程、③職業訓練に関する基準、④教科書、⑤技能照査等の各規程が設けられた。

㈠ 職業訓練の種類

法定職業訓練（公共職業訓練施設における職業訓練および認定訓練を総称する。）の種類は、職業訓練を労働者の職業生活の必要な段階に対応して行なうために、

1 養成訓練
2 向上訓練
3 能力再開発訓練
4 再訓練
5 指導員訓練、としていること。

㈡ 訓練課程

法定職業訓練は、労働省令で定める必要な訓練課程に区分して行なわれるが、特に養成訓練については、技能労働者を養成するための比較的短期間の専修課程および熟練技能者を養成するための比較的長期間の高等訓練課程に区分して行なうこととされていること（法定職業訓練課程等は別紙資料のとおりである。）

㈢ 職業訓練に関する基準

職業訓練に関する法定職業訓練の受講資格および法定職業訓練にかかわる教科、訓練期間、設備その他の事項に関する基準は、以上五種類の職業訓練のすべてについて訓練課程ごとに労働省令で定められ、職業訓練の全国的な水準の維持統一などを図ることとしていること。

㈣ 教科書

法定職業訓練中、基幹的な位置を占める養成訓練および能力再開発訓練においては、労働大臣の認定した教科書または労働大臣の作成する教科書を使用するよう努力する義務が課せられることとなり、教科内容の一層の充実が図られることとなっていること。

㈤ 技能照査

高等訓練課程の養成訓練については、さらに訓練生に対し、訓練修了時に技能照査を必ず実施することとし、その訓練水準の維持向上を図るとともに、その合格者に対しては、技能士補の称号を与えて、技能検定受験上優遇措置を講ずることになっている。

（技能照査は、四十五年四月一日以後の修了者に対して行なわれる。）

◇公共職業訓練施設の名称が改められた

共職業訓練施設の種類および名称は、

1 専修職業訓練校
2 高等職業訓練校
3 職業訓練大学校
4 身体障害職業訓練校

と、従来の「訓練所」の名称を「訓練校」と改められた。

本県における訓練校の名称は、次のとおりである。